

令和4年度「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算及び介護職員処遇改善支援補助金」による賃金改善について

・加算を受給する介護サービス

サービス名	サービス提供体制加算の届出区分	「加算算定区分」令和4年4月～9月				「補助金算定区分」令和4年2～9月		「加算算定区分」令和4年10月～5年3月					
		介護職員処遇改善加算区分	処遇改善加算率	介護職員等特定処遇改善加算区分	特定処遇改善加算率	介護職員処遇改善加算区分	介護職員処遇改善支援補助金加算率	介護職員処遇改善加算区分	処遇改善加算率	介護職員等特定処遇改善加算区分	特定処遇改善加算率	介護職員等ベースアップ等支援加算	ケア支援加算率
介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	加算Ⅱ	6.00%	特定加算Ⅰ	2.70%	加算Ⅱ	1.40%	加算Ⅱ	6.00%	特定加算Ⅰ	2.70%	有	1.60%
短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	加算Ⅱ	6.00%	特定加算Ⅰ	2.70%	加算Ⅱ	1.40%	加算Ⅱ	6.00%	特定加算Ⅰ	2.70%	有	1.60%
通所介護	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	加算Ⅱ	4.30%	特定加算Ⅰ	1.20%	加算Ⅱ	1.00%	加算Ⅱ	4.30%	特定加算Ⅰ	1.20%	有	1.10%
訪問介護	特定事業所加算(Ⅱ)	加算Ⅱ	10.00%	特定加算Ⅰ	6.30%	加算Ⅱ	2.10%	加算Ⅱ	10.00%	特定加算Ⅰ	6.30%	有	2.40%
地域密着型介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	加算Ⅱ	6.00%	特定加算Ⅰ	2.70%	加算Ⅱ	1.40%	加算Ⅱ	6.00%	特定加算Ⅰ	2.70%	有	1.60%

・加算要件（キャリアパス要件・職場環境要件・見える化要件）

キャリアパス要件について	Ⅰ	介護職員の任用における職位、職責、又は職務内容等を定め、それに応じた賃金体系を定めている。
	Ⅱ	研修計画書により機会を確保、周知し、意見交換しながら介護職員の資質向上を図っている。
	Ⅲ	設けていない（非該当）
職場環境要件について	入職促進	経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用と中学生等職場体験の受入及び地域行事への参加等広く啓蒙活動し、自身が働く事業所を勧めて就業に繋いでいる。
	資質の向上	実務者研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、ケアマネジメント研修等費用を支出し受講支援をしている。
	両立支援	労務管理士と連携し、育児、介護休業や有休の取得に努め、産業界による心身の相談を行っている。
	健康管理	短時間職員も含め当法人全職員に定期健康診断及びストレスチェックを実施している。
	業務改善	タブレット端末等ICTの活用や洗濯、掃除等に従事する介助員を雇入れ業務負担の軽減を実施している。
やりがいの醸成	主任者会議、全体会議、処遇、給食会議等を定期的に行い、勤務環境やケア内容の改善に努めている。	
見える化要件について		ホームページへの掲載を実施している。

・平成会賃金改善対象者

①経験・技能のある介護職員	勤続10年（同業種、同職種に限り他事業所での介護経験年数（勤務内容により1～1/2の範囲）含む）も以上の介護福祉士取得者
②その他の介護職員	①以外の介護職員
③その他の職員	嘱託医、管理宿直専門員を除く、加算対象サービス事業所に勤務する①、②以外の全ての職員

・加算、支援金による賃金改善内容

賃金改善項目	賃金改善対象者（賞与、手当は算定期間の勤務率により支給）		
	①経験・技能のある介護職員	②その他の介護職員	③その他の職員
本俸等	月額による支給（加算により令和4年7～5年6月支給）		
特別賞与	令和4年12月及び令和5年6月賞与支給時に支給		
特定加算賞与	令和4年12月及び令和5年6月賞与支給時に①1、2：②1：③0、5の割合で支給（③は年収440万円以下の職員に限る）		
調整手当（固定 ベースアップ）	月額による支給（支援補助金より令和4年2～9月支給、ケア加算により令和4年10～5年3月支給）		
調整手当（固定外）	令和5年3月支給に一時金として支給		

* 加算対象外の居宅職員及び③その他職員のうち、加算による賃金改善対象外となる職員については法人負担により賃金改善額と同様に支給する。

・賃金改善の実施期間

支援補助金による実施期間は令和4年2月から令和4年9月まで、加算による実施期間は令和4年7月から令和5年6月まで

* 来年以降も介護職員等処遇改善加算等の算定を予定しておりますが、加算の算定状況により本賃金改善は減額又は終了となります。